

○補助金の対象となる世帯

- ・夫婦の所得が340万円未満
- ・家賃を滞納していない
- ・令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されている
- ・夫婦ともに、婚姻日の年齢が40歳以下である
- ・南島原市内の住宅に居住している
- ・生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助等を受けていない
- ・夫婦共に市税等を滞納していない

○補助金の対象となる費用

- ・新居の購入費、新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料
- ・引越業者や運送業者に支払った引越費用

○申請に必要な書類

必ず提出

- ①交付申請書（様式第1号）
 - ②夫婦の記載のある戸籍謄本（各支所にて取得）
 - ③新婚世帯の住民票の写し（各支所にて取得）
 - ④夫婦の前年の所得証明書（各支所、税務課にて取得）
 - ⑤夫婦の市税等納税証明書（各支所、税務課にて取得）
- ※未納がない証明書が必要

該当のものを提出

(1)住宅取得の場合

- ①契約書の写し
- ②領収書の写し等、支払い状況がわかるもの
- ③建物の登記事項証明書の写しまたは建築基準法に基づく検査済証の写し
- ④住宅の全景写真および位置図

(2)住宅賃借の場合

- ①契約書の写し
- ②領収書の写し等、支払い状況がわかるもの
- ③住宅手当支給証明書（様式第3号）

(3)引越費用の場合

- ①領収書の写し等、それぞれの支払い状況がわかるもの

(4)離職している場合

- ①無職・無収入申立書兼誓約書（様式第2号）

あると良いもの

(1)貸与型奨学金を返済している場合

- ①奨学金の返済額がわかる書類の写し

※所得額から1年間の返済額を差し引いた額で可否決定されます。

○お問い合わせ・提出先

〒859-2211 南島原市西有家町里坊96番地2

南島原市役所 地域振興部 地域づくり課 定住移住班

TEL：0957-73-6631（結婚新生活支援事業補助金について問い合わせたい旨をお伝えください）

Mail：teijyu@city.minamishimabara.lg.jp